

香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物最終処分場 の設置及び管理に関する条例

平成18年2月14日

条例第1号

改正 平成18年3月27日条例第17号

平成19年4月1日条例第17号

平成21年4月1日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、不燃物、焼却残渣等を適切に処理し、清潔な生活環境の保持及び公衆衛生の向上を図るため処分場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 処分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
香取広域市町村圏事務組合 伊地山一般廃棄物最終処分場	香取市伊地山字ヤモイ田720番地1
香取広域市町村圏事務組合 第二伊地山一般廃棄物最終処分場	香取市伊地山字ヤモイ田731番地
香取広域市町村圏事務組合 織幡一般廃棄物最終処分場	香取市織幡字別所1061番地1

(管理)

第4条 香取広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、設置の目的を効果的に達成するよう処分場を適正に管理しなければならない。

(利用の制限)

第5条 処分場は、本組合以外は利用できない。

(委任)

第6条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、

規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第17号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年4月1日条例第17号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 香取広域市町村圏事務組合伊地山一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例（平成18年香取広域市町村圏事務組合条例第20号）は廃止する。